広島大学自然科学研究支援開発センター機器共用・分析部門機器利用誓約書

誓約事項

（趣旨）

1. 広島大学自然科学研究支援開発センター機器共用・分析部門（以下「共用部門」）が保有または管理する機器（以下「機器」）を利用する者・利用するグループの代表者（以下「利用者」）は，以下の利用方法を遵守すること。

（利用方法）

1. 利用者は，自然科学研究支援開発センター機器共用・分析部門利用誓約書を自然科学研究支援開発センター機器共用・分析部門長（以下「部門長」）に提出し，利用登録を行うこと。
2. 利用登録のない者は，機器を利用することができない。

（利用日時）

1. 機器を利用できる日は，原則として日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く日とする。
2. 利用登録を行う者は，共用部門が定める方法により予約を行うこと。

（遵守事項等）

1. 利用者は，「広島大学共用機器に関する規則」第１１条に定める遵守事項等及び共用部門が別に定める注意事項に従わなければならない。

第七条　機器の損傷が利用者の故意または重大な過失による場合は，利用者は当該機器を

修理し，または，その損害を補償しなければならない。

（報告等）

第八条　利用者は，機器利用により得られた成果を論文等により公表する時は，謝辞に”A part of this work was carried out at Natural Science Center for Basic Research and Development, Hiroshima University”と明記すること。また，技術職員の支援が必要であった場合には，支援に当たった技術職員の氏名も謝辞あるいは著者に記載すること。

第九条　機器利用した成果を含む論文等が公表された場合には，所定の報告を行うこと。

第十条　機器利用した成果を含む発明または考案について，特許又は実用新案を出願した場合には，公開後速やかに特許番号等について所定の報告を行うこと。

（緊急事故発生時の処置）

第十一条　利用者は，火災，停電，事故，異常その他緊急事態の発生を確認した場合は，直ちに機器管理者または施設事務室に連絡するとともに，その状況に応じた応急措置を講じなければならない。

（利用の制限・禁止）

第十二条　この誓約書に規定する事項を守らなかった場合，また，共用部門に提出する書類に虚偽等の記載があることが判明した場合，もしくは利用者の行為が機器の運用に支障をきたすと部門長が判断した場合には，機器利用の制限又は利用停止の指示に従うこと。

以上

＿＿＿年＿＿月＿＿日

誓約の日より利用終了まで，上記事項を確認し，履行することを誓約します。

実験責任者所属機関名：

（所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

実験責任者氏名：

（所属・役職： ）

提出方法

必要事項を記載し，PDFをssaport＠hiroshima-u.ac.jpまでお送り下さい。